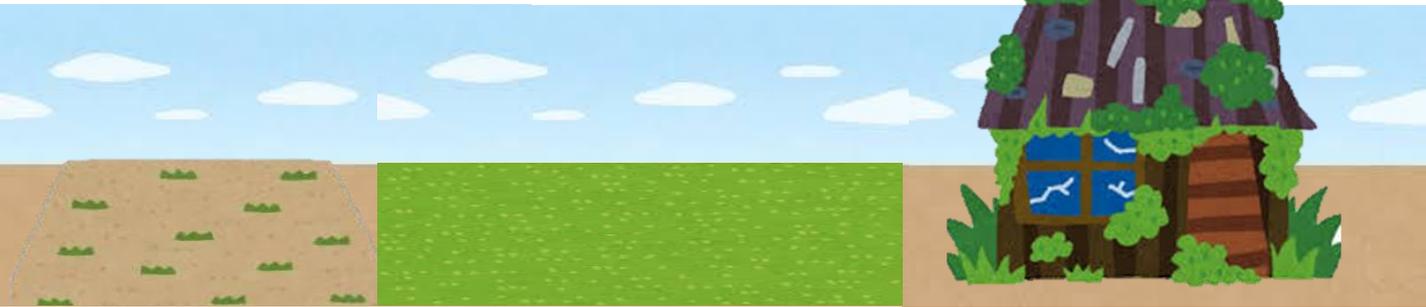


# 住宅の敷地面積の上限が緩和されました

空き地

農地でない土地

空き家



庭

車庫



[ 1,000㎡未満 ]

## 【目的】

子育て世帯を中心に、快適な暮らしができるように、つくばみらい市の豊かな自然と調和した住環境の整備を目指しています。

## 【敷地面積の緩和】

今まで住宅を建てる際の敷地面積の上限は500㎡以下でしたが、上限を1,000㎡未満に緩和しました。

ただし、畑などの農地が敷地に含まれる場合は、上限が500㎡以下になります。

住宅を建てる場合や建替える場合などに隣の空き地や空き家を解体して広い敷地とすることで、カーポートや車庫などの建築や庭にすることができます。

詳細は裏面へ

令和6年1月1日から、「つくばみらい市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例施行規則」を改正し、市街化調整区域で自己用住宅を建築する場合の許可基準を緩和しました

## ○改正の内容

市街化調整区域に自己用住宅を建築する場合において、敷地面積の上限を「500㎡以下」から「必要と認められる場合は、1,000㎡未満」に緩和しました

※ただし、農地が含まれる場合には、農地法の制限を受けるため原則500㎡以下になります

## ○対象となる基準

市条例第6条第1項第2号（通称、「既存集落」）

市条例第6条第1項第3号（通称、「小規模既存集落」）

市条例第6条第1項第4号（通称、「世帯分離」）

市条例第6条第1項第5号（通称、「敷地拡張」）

市条例第6条第1項第7号（通称、「公共移転」）

お問い合わせ先  
住まい開発政策課 開発指導係  
☎0297-58-2111